



(R6年6月診療報酬改訂～)

地域包括加算・生活習慣病管理加算が算定可。

これに応じて、28日分～処方(長期処方)が可能。

場合により医師の判断により、リフィル処方にも対

応可能な場合があります。お気軽にご相談ください。



ITOKC